令和4年1月1日法改正「出産育児一時金」

・産科医療保障制度の補償対象範囲(在胎週数32週以上→28週以上)と制度掛け金(16,000円→12,000円)が変更となります。

それに伴い、非加入施設で出産された方の支給額(404,000円→408,000円)が変更となります。

※大多数の方が受給される産科制度医療制度加入施設で出産された場合の金額「420,000円」は変更ありません。



【補足】

１．申請方法は現行と変更なく、下記の3通りです。

(1) 直接支払制度

(2) 直接支払制度を利用しない

(3) 受取代理人制度

２．「改正後」の対象は、出生日が令和4年1月1日以降となります。1月以降の申請であっても、令和3年12月31日以前の出生は、現行制度の対象となります。